

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案				現 行			
(貸付けの限度額等) 第5条 資金の貸付けの限度額、据置期間及び償還期限は、次表のとおりとする。				〔同左〕 第5条 〔同左〕			
資金の種類	限度額	据置期間	償還期限	資金の種類	限度額	据置期間	償還期限
事業開始資金	〔略〕			事業開始資金	〔略〕		
事業継続資金	〔略〕			事業継続資金	〔略〕		
技能習得資金	1 2以外の知識技能を習得する場合 習得期間中5年を超えない範囲内において 月額 68,000円 2 〔略〕	〔略〕	〔略〕	技能習得資金	1 2以外の知識技能を習得する場合 習得期間中5年を超えない範囲内において 月額 65,000円 2 〔略〕	〔略〕	〔略〕
就職支度資金	〔略〕			就職支度資金	〔略〕		
住宅資金	〔略〕			住宅資金	〔略〕		
転宅資金	〔略〕			転宅資金	〔略〕		
医療介護資金	〔略〕			医療介護資金	〔略〕		
生活資金	〔略〕			生活資金	〔略〕		
結婚資金	〔略〕			結婚資金	〔略〕		
修学資金	1~12 〔略〕 13 専修学校の一般課程に修学する期間中 月額 46,500円	〔略〕	〔略〕	修学資金	1~12 〔略〕 13 専修学校の一般課程に修学する期間中 月額 45,000円	〔略〕	〔略〕
就学支度資金	160,000円(私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合には420,000円、国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学若しくは短期大学又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合には380,000円)	〔略〕	〔略〕	就学支度資金	100,000円(私立の高等学校、高等専門学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合には420,000円、国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学若しくは短期大学又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合には380,000円)	〔略〕	〔略〕

	円、私立の大学 短期大学又は専 修学校の専門課 程へ入学する場 合にあつては5 90,000円)			円、私立の大学 短期大学又は専 修学校の専門課 程へ入学する場 合にあつては5 90,000円)	
--	---	--	--	---	--

付 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の表の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があつたものから適用し、同日前に貸付けの申請があつたものについては、なお従前の例による。